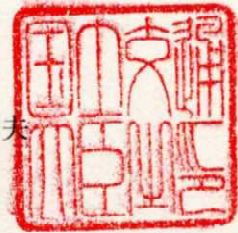


行政文書開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和4年9月3日付けで請求され、同月5日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・東京国際空港における同時RNAV進入運用の導入後安全性評価に関する調査 報告書
- ・東京国際空港における同時RNAV進入運用の導入後安全性評価に関する調査 仕様書

請求文書名：

「東京国際空港における同時RNAV進入運用の導入後安全性評価に関する調査」落札決定令和3年8月18日)に係る成果物および仕様書

2 不開示とした部分とその理由

- ・開示する行政文書(報告書)に含まれる「独立行政法人等の職員に係る所属、氏名及び調査官研究に係る事務」の記述は、法第5条第6号ハの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書(報告書)に含まれる「同時RNAV進入運用の飛行状況解析」に使用したデータは、広域マルチラテレーション(WAM)と呼ばれる位置情報処理システムを用いて業務上使用しているデータで、法第5条第6号の「国の機関が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書(報告書)に含まれる「独立行政法人等による安全性評価に係る検証」の記述は、当該独立行政法人が研究、確立した安全性評価に係る検証手法であり、法第5条第6号の「独立行政法人等が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書(報告書)に含まれる「同時RNAV進入に係る管制運用調査」の記述は、本来公表されることのない国の機関の内部情報であり、法第5条第5号の「国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

・開示する行政文書（報告書）のうち、「同時RNAV進入に係る航空機運航調査」に関する記述は、本来公表されることのない法人の内部情報であり、法第5条第2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

・開示する行政文書（報告書）に含まれる「同時RNAV進入時に発生した事例」、「航空保安業務に係る安全情報の報告事例」及び「ヒヤリ・ハット事例」の記述は、本来公表されることのない国の機関及び法人の内部情報であり、法第5条第2号ロ「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

・開示する行政文書（報告書）に含まれる「東京国際空港における同時RNAV進入運用に係る事前安全性評価結果」及び「東京国際空港における同時RNAV進入運用に係る事前安全性評価ハザードログ」の記述は、公表されることのない前提で国の機関、独立行政法人等及び法人が前広に検討、議論した結果をとりまとめたものであり、法第5条第5号「国の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

（土・日曜日、祝日を除く。）（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階）

◇開示の手続き

1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出(郵送)してください。

1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」

2) 文書の郵送料(開示決定文書全ての郵送を希望した場合)：